山形県公報 第 23 号

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和元年6月に 実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年7月23日

 山形県監査委員
 小
 野
 幸
 作

 山形県監査委員
 木
 村
 忠
 三

 山形県監査委員
 武
 田
 一
 夫

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

第1 監查実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担当	i 監 査	委 員
農業総合研究センター水田農業試験場	令和元年6月10日	加藤委員	_	_
農業総合研究センター養豚試験場	令和元年6月10日	加藤委員	_	_
病害虫防除所庄内支所	令和元年6月10日	加藤委員	_	_
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和元年6月10日	加藤委員	_	_
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	令和元年6月10日	加藤委員	_	_
農業総合研究センター畜産試験場	令和元年6月17日	小野委員	木村委員	武田委員
新 庄 病 院	令和元年6月17日	小野委員	木村委員	武田委員
農林大学校	令和元年6月17日	武田委員	_	_
最上電気水道事務所	令和元年6月17日	武田委員	_	_
農業総合研究センター園芸試験場	令和元年6月20日	小野委員	加藤委員	_
置賜電気水道事務所	令和元年6月20日	小野委員	加藤委員	_
河 北 病 院	令和元年6月20日	小野委員	加藤委員	_
港 湾 事 務 所	令和元年6月20日	木村委員	武田委員	_
酒 田 水 道 事 務 所	令和元年6月20日	木村委員	武田委員	
こころの医療センター	令和元年6月20日	木村委員	武田委員	_

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

- イ 農業総合研究センター水田農業試験場
 - (イ) 物品の管理が適切でないものがある。

(内容)

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続きが極めて不適切なもの

- ① 生産品に関する物品管理者への引継ぎ、受払の状況の整理等について、生産品受払簿による 管理が行われていない
- ② 生産品の処分に際し、売却等の処分決議が行われていない
- 口 新庄病院

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。 (内容)

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

平成30年12月支給分

既支給額(100分の70) 238,092円

正支給額(100分の80) 272,105円

要追給額 34,013 円

- ハ 農業総合研究センター園芸試験場
 - (4) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行しているもの 1件

品名 超低温フリーザー

取得金額 2,062,800円

(p) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

収入の調定が適切でないものがある。

調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件

土地建物使用料(電力供給に係る電柱及び支線の設置)

調定すべき日 平成30年4月1日

調定日 平成30年5月23日

調定額 15,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(村山電気水道事務所)
- 口支出
 - (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(農業総合研究センター養豚試験場)
 - (p) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(農業総合研究センター水田農業試験場、農業総合研究センター園芸試験場)